

ビタミンM No.166

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2025年12月号)

<今月のトピックス>

・健康保険証は令和7年12月1日をもって原則使用不可に

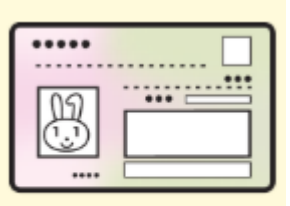

<今月のQ&A>

・体調不良時の休暇ルール



ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

=健康保険証は令和7年12月1日をもって原則使用不可に=

令和7年12月2日以降、お手元の健康保険証は原則として使用できなくなります。医療機関の窓口では、以下のいずれかの提示が求められます。

 <p>マイナ保険証</p>	<p>・健康保険証利用登録したマイナンバーカードが、マイナ保険証です。 【4つのメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①過去のお薬の情報や健診結果をふまえた医療を受けられる ②手続きなしで高額な窓口負担が不要に ③救急時、適切な応急処置や病院の選定などに活用 ④確定申告の医療費控除申請が簡単になる
 <p>資格確認書</p>	<p>・従来の健康保険証の新規発行は、昨年12月に停止されましたので、マイナ保険証の利用登録をしていない方などに、お手元の健康保険証の有効期限が切れる前に、保険者から交付されています。 ・保険者によって、様式や発行形態(カード型、はがき型、A4型等)が異なります ・有効期限が記載されています(最大5年)</p>

使わなくなった健康保険証等の扱いについて

	<p>【健康保険証】 令和7年12月1日以前 事業所を通じて、保険者に返却 令和7年12月2日以降 ご自身で破棄してください</p>
	<p>【資格確認書・高齢受給者証】 有効期限内ものは 令和7年12月2日以降も事業所を通じて、保険者に返却が必要です。</p>

=体調不良時の休暇ルール=



<p>今年インフルエンザが大流行していますが、従業員が風邪等で体調不良の場合、会社としてどのように対応したらいいのでしょうか</p> <p>①</p>	<p>インフルエンザは11月としては例年より極めて早いペースで流行している地域もあるようです。インフルエンザに限らず、コロナ等でご本人から体調不良でお休みのご連絡があった場合は、原則としては、「ノーワークノーペイ」により、欠勤扱いとなります。</p> <p>会社の就業規則で病気休暇や年次有給休暇等に振替できる場合は、従業員からの申請に基づいて手続きをすることになります。</p> <p>②</p>	<p>ノーワークノーペイとはどのようなものでしょうか</p> <p>③</p>	<p>ノーワークノーペイとは「働かない分についてはお給料は支払わなくて良い」という原則です。</p> <p>ただし、会社都合で休業を指示した場合や、就業規則等で特別な規定がある場合は注意が必要です。</p> <p>④</p>
<p>感染拡大防止の観点から、休業を指示することはできますか</p> <p>⑤</p>	<p>季節性インフルエンザやコロナウイルスは、5類感染症のため、法律上の就業制限の対象とはなっていません。感染拡大防止の観点から、就業規則の規定等に基づき、会社の指示で休ませる場合は休業手当(平均賃金の6割以上)の支払が必要となります。</p> <p>⑥</p>	<p>本人が希望すれば、在宅勤務(テレワーク)なども認めてもいいのでしょうか</p> <p>⑦</p>	<p>発症後5日間程度は、他人に感染させるリスクが高いと言われておりますので、本人が体調に問題なく、他の従業員への感染拡大防止の観点で在宅勤務(テレワーク)を認めることは可能です。</p> <p>就業規則で在宅勤務が可能なのか確認をしましょう。また、従業員が体調不良時の休暇のルール等について、慌てないように確認をしておきましょう。</p> <p>⑧</p>

「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「sr-toiawase@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル6階 TEL :06-6868-1177
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健 Mail :
執筆担当者:労務チーム 友田美津子 sr-toiawase@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます

作成日:2025.11.20



イラスト協力:WANPUG